

平成30年8月8日

報道関係各位

第2回南島原市議会定例会に 議案を追加上程しました

平成30年第2回南島原市議会定例会に別添の議案を追加上程しました。

〔配布資料〕
議案

担当部署	総務部 総務課	担当者	小玉 博邦
直通	0957-73-6621	E mail	gyousei@city.minamishimabara.lg.jp
詳しくは 		検索ワード	
担当者 連絡先			

平成30年第2回南島原市議会 定例会

(追加議案) 参 考 資 料

○議案の概要〔P1〕

南島原市

平成30年第2回南島原市議会定例会 追加議案

- 議案第40号 財産の取得について(職員用パソコン) 企画振興部
情報統計課
- *南島原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が2,000万円以上のため、議会の議決を経ようとするもの。
- 議案第41号 財産の取得について(小学校教育用パソコン等) 教育委員会
学校教育課
- *南島原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が2,000万円以上のため、議会の議決を経ようとするもの。
- 報告第10号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について) 市民生活部
衛生局第一課
- *地方自治法第180条第2項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、報告するもの。
- 同意第23号 教育委員会教育長の任命について
- *教育委員会教育長に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、同意を求めるもの。
- 同意第24号 教育委員会委員の任命について
- *教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、同意を求めるもの。
- 同意第25号 監査委員の選任について
- *監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、同意を求めるもの。
- 同意第26号 監査委員の選任について
- *監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、同意を求めるもの。

議案第40号

財産の取得について（職員用パソコン）

次のとおり財産を取得するため、南島原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年南島原市条例第40号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 財産の種類 職員用パソコン(246台)
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 30,778,920円
- 4 契約の相手方 長崎県長崎市恵美須町4番5号
NBC情報システム株式会社
代表取締役 中部 省三

平成30年8月8日提出

南島原市長 松本政博

提案理由

南島原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が2,000万円以上のため、議会の議決を経ようとするもの。

議案第41号

財産の取得について（小学校教育用パソコン等）

次のとおり財産を取得するため、南島原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年南島原市条例第40号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 財産の種類 パソコン（204台）及び付帯設備
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 79,164,000円
- 4 契約の相手方 長崎県長崎市田中町585番地5
扇精光ソリューションズ 株式会社
代表取締役 濱口 晴樹

平成30年8月8日提出

南島原市長 松本政博

提案理由

南島原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が2,000万円以上のため、議会の議決を経ようとするもの。

報告第10号

専決処分の報告について
(損害賠償の額の決定について)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので報告する。

平成30年8月8日提出

南島原市長 松本政博

専決第8号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成30年8月1日

南島原市長 松本政博

損害賠償の額の決定について

南島原市は、次により損害を賠償するものとする。

1 賠償の理由

平成30年7月9日 午前10時15分頃 上の原団地の浄化槽清掃中、浄化槽汚泥を積載した作業車を発進させて駐車場から左折しながら出ようとした際、左側サイドバーが左隣に駐車してあった相手方の右フロントフェンダー部に接触した事故について、損害賠償の額を決定する必要があるもの。

2 賠償の金額

199,875円

3 賠償する相手方

同意第23号

教育委員会教育長の任命について

次の者を南島原市教育委員会教育長に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住所

氏名 永田 良二

生年月日

平成30年8月8日提出

南島原市長 松本 政博

同意第24号

教育委員会委員の任命について

次の者を南島原市教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住所

氏名 松尾 哲

生年月日

平成30年8月8日提出

南島原市長 松本 政博

同意第25号

監査委員の選任について

次の者を南島原市監査委員に選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住所

氏名 中村 良治

生年月日

平成30年8月8日提出

南島原市長 松本 政博

同意第26号

監査委員の選任について

次の者を南島原市監査委員に選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住所

氏名 小嶋 光明

生年月日

平成30年8月8日提出

南島原市長 松本政博